

平成30年度東京都農業施策に関する意見

東京の農業は、それぞれの地域で環境に適応した特徴ある展開がはかられており、地域にとってかけがえのない多面的な役割を果たしている。しかし、現行の制度や施策のもとでは農地の減少に歯止めがかからず、農業生産の規模も縮小し続けている。さらに、都市農業に関しては生産緑地法の改正を控えており、行政や関係機関、農家にとって都市の中に将来にわたって農地を残していくことができるかどうか、非常に重要な局面を迎えている。

こうした情勢のもと、都民から望まれている、緑があり災害にも強い「農業のあるまちづくり」を実現するためには、農業・農地を次世代に受け継ぐための都独自の施策を構築することが求められている。

よって、東京都におかれては平成30年度農業施策において下記事項を実現し、東京農業の新たな発展がはかれるよう、東京都農業会議第120回総会の総意をもって意見を提出する。

記

1. 多様な担い手の確保

(1) 認定農業者に対する支援の強化

認定農業者を確保し、その経営改善を実現するための支援策を強化すること。また、区市町村が行う支援事業等を積極的に後押しするため都に「認定農業者支援対策室（仮称）」を設置し支援体制を強化すること。

(2) 農業後継者の確保対策の強化

将来にわたり東京の農地を守り農業を発展させるためには農業後継者の確保が不可欠であることから後継者確保対策を一層強化すること。なお、後継者が安心して就農し新たな農業に意欲的に取り組むためには就農当初の所得確保が重要であることから、都独自の「農業後継者育成給付金事業」（仮称）を創設すること。

(3) 農業後継者に対する研修制度の充実

都農林総合研究センターで農業後継者向けに開講している農業技術研修について、希望者をできるだけ多く受け入れるため募集人員を大幅に増やし、研修を受け入れる体制の充実をはかるとともに、受講生のニーズに対応した多様な研修コースやカリキュラムを設けること。

(4) 新規就農者に対する支援の強化

新たな担い手の確保が地域農業の活性化と農地利用の促進に有効であることから、住居の確保や生産・出荷施設の整備等も含め、農外から新規に参入する就農者の経営確立に対する支援を強化すること。

(5) 小規模農家に対する支援施策の確立

東京都内において今後、認定農業者の認定を受ける経営体の数を確保し、さらに増やすためには、認定を受けるに至っていない広範な農家の意欲を喚起し、所得向上を後押しする必要がある。そこで、小規模農家も含めた幅広い経営体の経営力向上を支援する施策を確立すること。

(6) 女性農業者の育成とネットワークの構築

農業経営の重要な担い手である女性農業者がますます活躍できるよう、研修等の支援を強化するとともに、都内全域のネットワークを構築すること。

(7) 援農ボランティアの育成

農家における労働力確保対策に加え、農業に関わりたいという市民からの要求に応えるため、区市町村や地域団体等が援農ボランティアや農作業受託組織の育成をはかる取組を支援する事業を構築すること。また、都段階でも専門部局を設けてボランティア育成の取組を強化すること。

2. 担い手の経営力強化に向けた支援

(1) 補助事業の拡充と要件等の見直し

高度な技術の導入や施設化等に対し意欲の高い農家を後押しするため、補助事業については十分な予算を確保すること。なお、農業経営の展開は個別農業者の独創的な発想や努力に負うところが大きい実態を踏まえ、事業対象要件の原則を個別経営体とすること。

(2) 畜産経営の支援

都内の畜産経営は、飼料価格が常に為替に左右される不安定な状況に置かれるとともに、都市的環境で営農を続けるための課題を抱えている経営も少なくない。そこで、畜産経営の減少を食い止めるためにも経営を維持するための直接的な支援施策を確立すること。

(3) 青梅畜産センターの事業の再構築

都農林総合研究センター青梅庁舎および青梅畜産センターについては、将来にわたり都内の畜産経営にとっての拠点として機能させるとともに、周辺住民の理解を得るため、都内産畜産物の加工や販売ができる施設を整備すること。

(4) 都内産の花・植木の需要を新たに創出するための施策

花き・植木の生産を振興するため、新たな技術や品種の開発に積極的に取り組むとともに、新たな需要を創出するための施策を構築すること。

(5) 6次産業化や農商工連携に取り組む担い手の支援

農業経営の6次産業化や新商品開発を支援する施策を構築するとともに、関連する産業や分野との連携強化や販売促進を支援すること。

(6) 指導農業士制度の充実

指導農業士制度については、推薦から認定にいたる農業委員会の役割ならびに推薦基準を明確にして運用すること。また、認定された指導農業士による指導活動の質の向上をはかるため、研修会や相互の情報交流の場を設けること。

3. 地域の特色をいかした農業の支援

(1) 農業振興地域に対する独自支援策の構築

農業振興地域は重点的に農業を振興すべき地域であることから、国の施策のみならず、都においても担い手の確保と経営確立に向けた独自の支援策を確立して積極的に振興をはかること。

(2) 島しょ農業の振興

島しょ地域の重要な産業である農業を振興するため、各島の特色を踏まえ、基盤整備や担い手確保、農産物の販売促進、試験研究、コスト低減などの取組に対し支援を拡充すること。

また、島しょ農業の振興に不可欠な役割を果たすＪＡ東京島しょを支援するとともに、新たに発足した出荷組織や生産者組合に対する支援を強化すること。

4. 都市農地の保全

(1) 生産緑地制度の啓発に向けた取組と体制の強化

都市農地を守るためには、都内の大部分の生産緑地が指定後３０年を迎える平成３４年までの限られた期間において、生産緑地を持つ全ての農家に対し、改正される生産緑地制度に関する正確な情報提供と農地の保全に向けた徹底した啓発を行う必要がある。そこで、都ではその取組の推進体制を整備するとともに、重要な役割を持つ農業委員会系統組織の活動を積極的に支援すること。

(2) 都市農地の保全

地域にとって欠かせない役割を持つ都市農地について、公有地化する事業の規模を拡充すること。

また、区市町村が買い取り申し出がされた生産緑地を取得する際に活用できる安定的な財源として「都市農地保全基金」（仮称）を創設すること。なお、その基金の運用にあたっては、買い取るべき農地の選定等を担う「農業のあるまちづくり推進会議」（仮称）を設置して推進すること。

(3) 防災に資する農業用施設等の整備に対する支援

災害に強いまちづくりが喫緊の課題となっているなか、地域の防災に協力する農家が持つ農業用施設・設備等については、住民の一時避難等の際に有効に活用できるよう緊急に点検・整備する必要がある。よって、関係部局間で連携し、その改修や保全、点検等に対する支援施策について早急に検討し実施すること。

5. 東京産農産物の魅力の発信と需要の開拓

(1) オリンピック・パラリンピックを契機とした東京産農産物の需要の開拓

2020年、東京で開催される夏季オリンピック・パラリンピックを契機として豊かな食と緑がある新しい都市像を打ち出し、東京農業の多彩な魅力を大いにアピールすること。また、開催準備から会期中まで、必要な食材のうち都内産で確保するものをリストアップし、関係機関と協力して計画的な増産へ向けた生産振興をはかるとともに、都内産農産物を積極的に活用するよう事業者等への啓発を行うこと。

また、植木・花きなど公共事業で使用する緑化材料については都内産を基本とするとともに、苗木生産供給事業については稚苗についても都内産を原則とすること。

(2) 安全・安心な食料の供給

東京都エコ農産物認証制度については、農業者の理解が得られる合理的な認証基準にするとともに、認証を受けた農業者が制度のメリットを受けられるよう、消費者ならびに流通・販売する業者等に対し積極的な啓発を行うこと。

6. 農地の遊休化を防止する対策の確立

(1) 農地中間管理機構の体制強化

農地中間管理機構については、経営の向上をはかる担い手に農地を集積するとともに、遊休農地の発生を防止するために大きな役割が期待されることから、その体制を抜本的に強化すること。

(2) 遊休農地の発生防止と解消の支援

遊休農地の発生を防止するため、労働力が不足している農家が地域と連動して取り組む小麦や菜種、大豆や飼料作物等の栽培に対する支援策を確立すること。

また、遊休農地の解消をすすめる事業（ストップ遊休農地再生事業）について地域の実情を踏まえた運用と予算の拡充を行うこと。

(3) 物納農地等の管理改善

物納や道路用地買収等で国および地方自治体に所有権が移転した土地は、雑草や害虫が発生するなど隣接する農家および地域の環境にも多大な悪影響を与えている。よって、都有地については農地として貸すなど利活用をはかるとともに、国が所有する物納農地等についても同様の対応がはかれるよう働きかけること。

7. 都民の期待に応え、ともに育てる農業の推進

(1) 環境保全型農業の取組への支援

環境保全型農業や農薬を削減した農業に取り組む農家に対し必要な農業資材の導入等に対する支援を行うこと。あわせて農薬飛散防止に取り組む農家に対しては、その技術や資材の導入に対する支援を行うこと。

(2) 優良堆肥の確保

東京都有機農業堆肥センターから供給される良質な堆肥については都内の耕種農家からの期待が高く増産を希望する声も大きいことから、都内の畜産農家から堆肥原料を受け入れて生産体制と流通の強化をはかること。

(3) 学校給食における地場産農産物利用の促進

子供たちに地元で収穫された新鮮かつ安全でおいしい食べ物を提供することは食農教育の基本であり、将来の「農のある東京」の礎である。よって、関係部局間の連携のもと、学校給食における地場産農産物の利用を促進する事業を創設して生産者組織や自治体、学校の取組を積極的に支援すること。

(4) 食農教育の推進

都民の農業に対する理解を促進し健全な食生活を啓発するため、食農教育に取り組む農家や自治体に対し必要な支援を行うこと。

(5) 農地が無い地域における都内産農産物の販売促進

東京産農産物の販売を促進し、あわせて都民の農業に対する理解を広げるため、区部の農地が無い地域の消費者に対し、都内各地で生産された農産物を恒常的に供給する取組を強化すること。

8. 防疫体制等の強化

(1) ウメ輪紋ウイルス対策の強化

ウメ輪紋ウイルスの緊急防除については、徹底した調査を行い早急かつ確実に根絶すること。また、伐採処分が行われた後の農業生産の再構築に対し積極的な支援を行うこと。

(2) 鳥インフルエンザや口蹄疫等の防疫体制の強化

発生すれば畜産経営に甚大な損害を与える鳥インフルエンザや口蹄疫等について防疫体制を強化すること。

(3) 茶のクワシロカイガラムシ防除に関する対策の確立

都内の茶栽培に深刻な被害を発生させているクワシロカイガラムシについて早急に防除の対策を確立すること。

9. 有害鳥獣対策の強化

有害鳥獣による被害の増大は、農業者自身に営農意欲があっても耕作をあきらめざるを得ない状況を生んでおり、耕作放棄地が発生する要因にもなっている。こうした状況を打開するため、鳥獣害対策の専門官を設置して体制強化をはかるとともに、害獣の駆除を強化し、捕獲した害獣の処分や、防護設備の設置にかかる人件費も含め支援を拡充すること。

さらに、都市地域にあっても近年、有害鳥獣の増加が深刻化しており、農業生産はもとより都市住民の生活環境にも影響を及ぼしていることから有効な対策を早急に構築すること。

10. 地域農業の維持・発展をはかる農業委員会系統組織の支援強化

農地の保全と利用促進、そして担い手の確保・育成等に大きな役割を期待されている農業委員会系統組織が今後とも地域農業の維持・発展に全力で取り組むことのできるよう、運営・活動のための支援を拡充すること。

平成29年3月17日

一般社団法人 東京都農業会議 第120回通常総会